第六条中「第四条の十七第一項」を「第四条の十八第一項」に改める。
第七条第一項中「第四条の十九第一項」を「第四条の二十第一項」に改める。
第十一条第二項中「第五条の七第二項」を「第五条の六第二項」に改める。
第十二条の二中「第五条の八第二項」を「第五条の七第二項」に改める。
第十二条の三中「第五条の八第三項第一号」を「第五条の七第三項第一号」に改める。
第十二条の六中「第五条の九」を「第五条の八」に改める。
第十七条第一項中「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三項において同じ。）」を削る。
第二十条第一項第七号中「記名押印」を「氏名又は名称」に改める。
第二十二条第三項第一号イ(2)(vi)中「は、税務署長」を「おいて、税務署長」に改め、同条第四項第二号イ(5)中「当該所有者が自署し、又は自己の印を押しているものに限る。）」を削る。
第二十九条第二項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第一号イ及び第五項第二号ロ中「すべて」を「全て」に、「自署し、自己の印を押して」を「自署して」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。
第三十条第九項中「及び第十三項」を「、第十一項及び第十四項第三号」に改め、「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削り、同条第十項を次のように改める。

10　法第五十九条第五項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の規定の例により届出をした者　同令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法

二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第五項の規定の例により届出をした者　同令第五条の二第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、記載事項を同項に規定する特定ファイルに記録し、かつ、法第五十九条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（当該届出をした者が同条第七項の承認を受けている場合には、第十五項に規定する税務署長）に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

第三十条第十四項を同条第十五項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　前項第二号に定める方法により記載事項を提供する者は、同号に規定する特定ファイルに記録した当該記載事項の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を同号の権限を付与した状態で国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

第一号書式から第四号書式までの書式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　令和三年十月一日

二　第三十条第九項の改正規定（「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削る部分を除く。）、同条第十項の改正規定及び同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に一項を加える改正規定　令和四年一月一日

（調書の提出方法に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十条第十項第二号に定める方法により同条第九項に規定する記載事項を提供しようとする者は、令和四年一月一日前においても、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（令和三年財務省令第三十二号）による改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第五項の規定の例により、その届出その他必要な行為をすることができる。この場合において、当該届出は、同日において新規則第三十条第九項の規定により行われたものとみなす。

（書式に関する経過措置）

第三条　新規則第一号書式から第四号書式までに定める書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則第一号書式から第四号書式までに定める申告書をもってこれに代えることができる。

○財務省令第十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十六号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条第二項、第三十条第十一項及び第三十一条第二項並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第十一項及び第十七項、第四十七条第一項並びに第七十一条の二第四項の規定に基づき、消費税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎